

## 平成30年3月度 小山町農業委員会議事録

1. 開催日時 平成30年3月12日（月）  
午前 9時00分から12時00分

2. 開催場所 小山町健康福祉会館2階 会議室A

3. 出席委員 20名

会長	11番	遠藤博雄
職務代理	10番	岩田正治
委員	1番	池谷国光
	2番	秋田 敬
	3番	小見山益彦
	4番	遠藤 豪
	5番	天野伸春
	6番	岩田和男
	7番	鈴木陽一
	8番	池谷崇徳
	9番	山口正宏
	(1)番	山崎安雄
(2)番	湯山直文	
(3)番	岩田好弘	
(4)番	鈴木元雄	
(5)番	小野 巍	
(6)番	高村欣治	
(7)番	渡辺弘行	
(8)番	田代光克	
(9)番	勝俣 章	

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第10号 非農地証明申請書について  
議案第11号 農地利用集積計画の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 前田 修  
安部将彦  
室伏智明  
小山田光

## 7. 会議の概要

### (1) 会長あいさつ(遠藤会長)

陽気の変動が激しくなっておりますが、農業が始動する時期がやって参りました。

先日行われた認定農業者との意見交換会にもあったが、皆さんには引き続き農地利用状況・意向調査への取組みにご尽力いただきたい。そして、米の食べ比べを行なったり、米・食味分析鑑定コンクールに向けての機運が高まっている。試験栽培にも取り組んでいきましょう。また、小山村では新たに認定農業者に参画した者が2名、再認定を受けた者が2名おり、合計で32団体認定を受けているとのことである。

最近注目になっている「所有者不明の農地」や「全面コンクリート張りの農業用ハウス」の取扱いについてだが、徐々に方向性が定まりそうな状況である。

今月も慎重審議の程よろしくお願ひ致します。

### (2) 議事録署名委員の指名

7番 鈴木陽一委員、8番 池谷崇徳委員の両名を指名した。

### (3) 議 事

#### ・議事第8号 農地法第3条の規定による許可申請について

(会長) 事務局の説明を求める。

(事務局) 【議案書・順次、申請者、土地表示、図面の説明】

申請地は静岡地方税滞納整理機構によって公売にかけられ、その入札において落札された農地である(申請者が平成30年2月度の小山村農業委員会において買受適格者証明願いを申請したものである)。申請者は申請地も含めて効率的に利用するか、申請者の世帯等全体で農作業に常時従事していると認められるか、経営農地面積の合計が下限面積以上であるかどうか、審査基準を満たしていることが確認できたので、許可妥当であると判断する。

(岩田和男委員)

申請者は現在農業を営んでいる者であり、申請地についても隣接地主が耕作中であるが賃貸契約などではなく、農道からの接道要件も整っているため、問題ないと考える。

採決：全員賛成により可決

・議事第9号 農地法第5条の規定による許可申請について  
(会長) 事務局の説明を求める。

(事務局) 【議案書・順次、申請者、土地表示、図面の説明】

本申請について、申請者大林道路株式会社中部支店は、三菱地所・サイモン株式会社より工事請負を受け、町道交差点の改良工事に伴い申請地を仮設事務所及び資材置場へ転用する旨申し出たものである。申請地は当該改良工事の隣接地であり、仮設事務所及び資材置場を設置するにあたり、平坦性等を鑑みるに適地であると考える。また、現在申請地を他に貸し付けていないことや、一時転用終了後の耕作計画が提出いただいている賃貸人の確約書にて確認できる。転用後平成31年3月31日まで賃借人が事業計画書のとおり事業を行ない、設置したブルーシートを撤去するかたちで現況田んぼ表面の農地に復元することが報告されています。以上のことから許可妥当であるとの判断に至った。また、本案件は県の常設審議委員会への諮問に該当するため、3月22日開催の常設審議委員会にて議案にかけられる。

(池谷崇徳委員)

耕作土を調達することは難しいため、農地への復元を確かに行い、土の入れ替えが必要ないような転用をしていただきたい。

(事務局)

一時転用終了後、賃貸人が耕作を開始できるまで責任をもっていただくことが必要である。そのことに留意しながら事業を行なっていただけるよう事務局から口頭で申し伝える。

採決：全員賛成により可決

・議事第10号 非農地証明申請書について

(会長) 事務局の説明を求める。

(事務局) 整理番号1（2筆）・2（2筆）とあるが申請者が同じ者から相続した農地であり、同じ地域に位置しているため、同時に説明をする。

【議案書・順次、申請者、土地表示、図面の説明】

申請地について、申請書によると耕作以外の目的に供した日は月日不詳であり、人手不足により農地として管理できなかつたため樹木が繁殖してしまったとのことである。よって、申請地は「耕作されない状態が続いた事により、森林・原野化し、農地への復元が不可能な土地」であると考えられます。この場合証明の基準は、「その土地が森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なものか」であります。申請地は耕作されない状態が続いたことにより山林化してしまっ

たと考えます。申請地はどの筆も周囲の山林と同等の様相をしていることが確認でき、いずれも5条森林であり、森林簿によると一番若くても林齢が32ということである。以上のことから農地に復元することは物理的に困難であり、周囲に条件の良い農地が存在することではなく、周囲に影響を与えることはないことから、証明妥当であると判断致しました。

採決：全員賛成により可決

・議事第11号 農地利用集積計画の決定について

(会長) 事務局の説明を求める。

(事務局)

【議案書・順次、申請者、土地表示、図面の説明】

今回利用権の設定を受ける者は、公益社団法人静岡県農業振興公社理事長大谷徳生氏。利用権の設定をする者は今回3名。小山町吉久保の渡邊氏、筆数1筆。小山町用沢の杉山氏、筆数2筆。小山町大胡田の田代氏筆数6筆。

採決：全員賛成により可決

(4) 報告・協議事項

①農地法に係る届出等報告

・農地利用意向調査結果を地域の活動に役立てるために

⇒農地利用状況調査の結果を表で提示。各地域でどれだけのA・B判定農地が存在するのかを数値で意識してもらう。

また、利用意向調査においての意向に沿えるように、地域の農業委員・推進委員には活動をお願いする。

②部会報告

農業政策部会…「おやま農業委員会だより第6号」の発行について  
報告

③農業団体報告

農協…・米コンにむけての試験栽培に力を入れている。

共済…・鳥獣害の被害が多く見られた。

・臨時総代会では、収入保険制度が議題に挙がった。

・水稻共済の強制加入がなくなり、自由加入に。また、無事

戻し金なくなる。

③その他

- ・レツツ5ファームについて（健康増進課より）

(7) 閉会 会長職務代理 岩田 正治 委員

この議事録は、事実と相違ないことを認め、ここに署名する。

農業委員会会長 連 稲 勝

議事録署名委員 鈴木 陽一

議事録署名委員 池谷 葵